

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 1 9 号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和 3 6 年大和市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 号中「1 7 6 , 0 0 0 円」を「1 8 6 , 0 0 0 円」に、「1 4 0 , 0 0 0」を「1 5 0 , 0 0 0」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。